高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 27 年８月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵㉑に、次を加える。

企画割引「ぶらり中国ドライブパス2015」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大２日間（休日及び平成27年11月２日に限る。以下同じ。）又は３日間に、ニ①ａ、ｂ、ｃ若しくはｄに定める区間内のインターチェンジからニ②ａに定める区間内のインターチェンジまで往復（ニ①ｃに定める区間内のインターチェンジとニ②ａに定める区間内のインターチェンジを、一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し通行する場合を含む。）しニ②ａに定める区間を通行又はハに定める期間のうち連続する最大２日間に、ニ①ｅに定める区間内のインターチェンジからニ②ｂに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ②ｂに定める区間を通行、ニ①ｆに定める区間内のインターチェンジからニ②ｃに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ②ｃに定める区間を通行、ニ①ｇに定める区間内のインターチェンジからニ②ｄに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ②ｄに定める区間を通行若しくはニ①ｈに定める区間内のインターチェンジからニ②ｅに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ②ｅに定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行（ただし、ニ①ｂに定める区間のうち本州四国連絡道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎に対して次のとおりとする。

車種	ニ①ａ		ニ①ｂ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	6,400円	8,400円	5,600円	7,200円
普通車	8,000円	10,500円	7,000円	9,000円

車種	ニ①ｃ		ニ①ｄ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	4,800円	6,400円	6,000円	7,600円
普通車	6,000円	8,000円	7,500円	9,500円

車種	ニ①ｅ	ニ①ｆ	ニ①ｇ	ニ①ｈ
	２日間利用	２日間利用	２日間利用	２日間利用
軽自動車等	4,000円	4,000円	2,700円	2,700円
普通車	4,900円	4,900円	3,300円	3,300円

ハ　実施する期間

平成27年８月20日から平成27年11月30日までとする。

ニ　適用区間

①　出発及び到着エリア

a	中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから吹田ジャンクションまで（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）及び中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから宝塚インターチェンジまでの区間（ただし、中国豊中インターチェンジは除く。）
b	中国縦貫自動車道の西宮北インターチェンジから山崎インターチェンジまで、山陽自動車道吹田山口線の神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまで及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間
c	四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジから川之江東ジャンクションまで及び川之江ジャンクションから大洲インターチェンジまで、四国横断自動車道阿南四万十線の徳島ジャンクションから須崎東インターチェンジまで（ただし、津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）並びに一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））の東予丹原インターチェンジから終点までの区間並びに四国横断自動車道愛南大洲線及び一般国道11号（高松東道路。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日まで適用する。）の全区間
d	九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから久留米インターチェンジまで、九州横断自動車道長崎大分線の東脊振インターチェンジから鳥栖インターチェンジまで及び鳥栖ジャンクションから筑後小郡インターチェンジまで、東九州自動車道の北九州ジャンクションからみやこ豊津インターチェンジまで並びに関門自動車道の門司港インターチェンジから門司インターチェンジまでの区間並びに一般国道10号（椎田道路）の全区間
e	山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジから福山東インターチェンジまで及び中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジから有漢インターチェンジまでの区間
f	中国横断自動車道岡山米子線の久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの区間及び一般国道９号（安来道路）の全区間
g	山陽自動車道吹田山口線の河内インターチェンジから廿日市ジャンクションまで及び大竹ジャンクションから岩国インターチェンジまで並びに中国横断自動車道広島浜田線の広島ジャンクションから広島西風新都インターチェンジまでの区間並びに一般国道２号（広島岩国道路）の全区間
h	中国横断自動車道広島浜田線の大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまでの区間及び一般国道９号（江津道路）の全区間